

平成 28 年度

児童・生徒等に対する
修学等援助事業一覧

奈良県教育委員会

児童・生徒等に対する修学等援助事業一覧

I 幼児のために

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に就園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児	保護者の経済的負担の軽減を図るため、所得状況に応じて入園料、保育料の補助を行う	市 町 村 市町村教育委員会 (県担当課) 学 校 教 育 課	市 町 村 市町村教育委員会

II 小学生のために

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口																																																																	
1 要保護児童生徒援助費補助金	経済的に困難な家庭の小学生	修学旅行費、学用品費、通学用品費、医療費、学校給食費等 ただし、生活保護法による教育扶助等が行われている者を除く	市町村教育委員会 (県担当課) 学 校 教 育 課 保 健 体 育 課	市町村教育委員会																																																																	
2 特別支援教育就学奨励費補助金	経済的に困難な家庭の小学生で特別支援学級に在籍する児童又は通常の学級に在籍する障害のある児童(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当)のうち、1に該当しない者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校給食費</td> <td style="width: 10%;">I・II段階</td> <td style="width: 10%;">実費の1/2</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>I・II段階</td> <td>実費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流及び共同学習交通費</td> <td>III段階</td> <td>実費の1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>I・II段階</td> <td>実費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>III段階</td> <td>実費の1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>I・II段階</td> <td>実費の1/2</td> <td>限度額</td> <td>10,590円</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴わない校外活動等参加費</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>785円</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴う校外活動等参加費</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>1,810円</td> </tr> <tr> <td>学用品・通学用品購入費</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>5,710円</td> </tr> <tr> <td>新入学児童学用品・通学用品購入費(1年生)</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>10,235円</td> </tr> <tr> <td>体育実技用具費(スキー)</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>13,010円</td> </tr> <tr> <td>拡大教材費</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>5,250円/冊</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1ページ当たり42円を限度とした額の1/2)</td> </tr> </table> <p>※上記「I段階」、「II段階」、「III段階」は、児童等の支弁区分による。</p>	学校給食費	I・II段階	実費の1/2			通学費	I・II段階	実費			交流及び共同学習交通費	III段階	実費の1/2				I・II段階	実費				III段階	実費の1/2			修学旅行費	I・II段階	実費の1/2	限度額	10,590円	宿泊を伴わない校外活動等参加費	〃			785円	宿泊を伴う校外活動等参加費	〃			1,810円	学用品・通学用品購入費	〃			5,710円	新入学児童学用品・通学用品購入費(1年生)	〃			10,235円	体育実技用具費(スキー)	〃			13,010円	拡大教材費	〃			5,250円/冊					(1ページ当たり42円を限度とした額の1/2)	市町村教育委員会 (県担当課) 学 校 教 育 課	市町村教育委員会
学校給食費	I・II段階	実費の1/2																																																																			
通学費	I・II段階	実費																																																																			
交流及び共同学習交通費	III段階	実費の1/2																																																																			
	I・II段階	実費																																																																			
	III段階	実費の1/2																																																																			
修学旅行費	I・II段階	実費の1/2	限度額	10,590円																																																																	
宿泊を伴わない校外活動等参加費	〃			785円																																																																	
宿泊を伴う校外活動等参加費	〃			1,810円																																																																	
学用品・通学用品購入費	〃			5,710円																																																																	
新入学児童学用品・通学用品購入費(1年生)	〃			10,235円																																																																	
体育実技用具費(スキー)	〃			13,010円																																																																	
拡大教材費	〃			5,250円/冊																																																																	
				(1ページ当たり42円を限度とした額の1/2)																																																																	
3 生活保護法による生活扶助費	生活保護法が適用されている家庭の新規入学児童及び第4学年進級児童	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">入学準備金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">40,600円以内</td> </tr> <tr> <td>学童服等購入費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13,600円以内</td> </tr> </table>	入学準備金				40,600円以内	学童服等購入費				13,600円以内	地 域 福 祉 課	福 祉 事 務 所																																																							
入学準備金				40,600円以内																																																																	
学童服等購入費				13,600円以内																																																																	
4 生活保護法による教育扶助費	生活保護法が適用されている家庭の児童	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基準額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">月額 2,210円</td> </tr> <tr> <td>教材費</td> <td>学校長又は教委が指定したもののうち、福祉事務所長が認定したものの購入に必要とする額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>保護者が負担すべき給食費の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>必要最小限の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学級費・PTA会費・児童会費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>670円以内</td> </tr> <tr> <td>学習支援費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月額 2,630円</td> </tr> </table>	基準額				月額 2,210円	教材費	学校長又は教委が指定したもののうち、福祉事務所長が認定したものの購入に必要とする額				学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額				通学費	必要最小限の額				学級費・PTA会費・児童会費				670円以内	学習支援費				月額 2,630円	地 域 福 祉 課	福 祉 事 務 所																																			
基準額				月額 2,210円																																																																	
教材費	学校長又は教委が指定したもののうち、福祉事務所長が認定したものの購入に必要とする額																																																																				
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額																																																																				
通学費	必要最小限の額																																																																				
学級費・PTA会費・児童会費				670円以内																																																																	
学習支援費				月額 2,630円																																																																	
5 母子父子福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭の新規入学児童(特に困窮する場合)	就学支度資金	40,600円以内	こ ども 家 庭 課	市 町 村																																																																
6 交通遺児等援護事業	交通事故又は自然災害により父又は母等が死亡した18歳未満の児童の養育者(乳幼児を含む)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">激励金給付(父又は母等の死亡より1年以内)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">児童一人当たり(一時金) 100,000円</td> </tr> <tr> <td>入学祝金給付(入学時より1年以内)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>児童一人当たり(一時金) 50,000円</td> </tr> </table>	激励金給付(父又は母等の死亡より1年以内)				児童一人当たり(一時金) 100,000円	入学祝金給付(入学時より1年以内)				児童一人当たり(一時金) 50,000円	社 会 福 祉 法 人 奈 良 県 社 会 福 祉 協 議 会	市 町 村																																																							
激励金給付(父又は母等の死亡より1年以内)				児童一人当たり(一時金) 100,000円																																																																	
入学祝金給付(入学時より1年以内)				児童一人当たり(一時金) 50,000円																																																																	

Ⅲ 中学生のために

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
1 要保護児童生徒 援助費補助金	経済的に困難な家庭 の中学生	修学旅行費、学用品費、通学用品費、医療費、学校給食費等 ただし、生活保護法による教育扶助等が行われている者を除く	市町村教育委員会 (県担当課) 学 校 教 育 課 保 健 体 育 課	市町村教育委員会
2 特別支援教育就学 奨励費補助金	経済的に困難な家庭 の中学生で特別支援学 級に在籍する生徒又は 通常の学級に在籍する 障害のある生徒(学校 教育法施行令第22条の 3に定める障害の程度 に該当)のうち、1に 該当しない者	学校給食費 通学費 職場実習交通費 交流及び共同学習交通費 修学旅行費 宿泊を伴わない校外活動等参加費 宿泊を伴う校外活動等参加費 学用品等購入費 新入学生徒学用品費等(1年生) 体育実技(柔道) 体育実技(剣道) 体育実技(スキー) 拡大教材費(1ページ当たり42円を限度とした額の1/2) ※上記「Ⅰ段階」、「Ⅱ段階」、「Ⅲ段階」は、児童等の支弁区分による。	I・Ⅱ段階 実費の1/2 I・Ⅱ段階 実費 Ⅲ段階 実費の1/2 I・Ⅱ段階 実費 Ⅲ段階 実費の1/2 I・Ⅱ段階 実費 Ⅲ段階 実費の1/2 I・Ⅱ段階 実費の1/2 限度額 28,335円 " 1,135円 " 3,050円 " 11,160円 " 11,775円 " 3,755円 " 25,970円 " 18,670円 " 5,250円/冊	【市町村立中学校】 【市町村立中学校】 市町村教育委員会 市町村教育委員会 (県担当課) 学 校 教 育 課 【県立中学校】 【県立中学校】 県教育委員会 県教育委員会 学 校 教 育 課 学 校 教 育 課
3 生活保護法による 生活扶助費	生活保護法が適用さ れている家庭の新規入 学生	入学準備金	47,400円以内	地 域 福 祉 課 福 祉 事 務 所
4 生活保護法による 教育扶助費	生活保護法が適用さ れている家庭の生徒	基準額 教材費 学校給食費 通学費 学級費・PTA会費・生徒会費 学習支援費	月額 4,290円 学校長又は教委が指定したものうち、福祉事務所長が認定 したものの購入に必要とする額 保護者が負担すべき給食費の額 必要最小限の額 750円以内 月額 4,450円	地 域 福 祉 課 福 祉 事 務 所
5 母子父子福祉資金 貸付事業	母子家庭・父子家庭 の新規入学児童(特に 困窮する場合)	就学支度資金	47,400円以内	こ ども 家 庭 課 市 町 村
6 交通遺児等 援護事業	交通事故又は自然災 害により父又は母等が 死亡した18歳未満の児 童の養育者	激励金給付(父又は母等の死亡より1年以内) 児童一人当たり(一時金) 入学祝金給付(入学時より1年以内) 児童一人当たり(一時金)	100,000円 50,000円	社 会 福 祉 法 人 奈 良 県 社 会 福 祉 協 議 会 市 町 村

IV 高校生・高等専門学校生等のために

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
1 日本学生支援機構 奨 学 金	【第一種奨学金】 高等専門学校に在学 する者 【第二種奨学金】 高等専門学校4・5 年生 【入学時特別増額貸与 奨学金】 高等専門学校4・5 学年への編入時または 専攻科1年時に奨学金 の第一種または第二種 奨学金の貸与を受ける 者で編入学年月を貸与 始期とした者	【第一種奨学金】無利子 1～3年生 国・公立 自宅 月額 21,000円 または 10,000円 自宅外 月額 22,500円 または 10,000円 私立 自宅 月額 32,000円 または 10,000円 自宅外 月額 35,000円 または 10,000円 4・5年生 国・公立 自宅 月額 45,000円 または 30,000円 自宅外 月額 51,000円 または 30,000円 私立 自宅 月額 53,000円 または 30,000円 自宅外 月額 60,000円 または 30,000円 【第二種奨学金】有利子 4・5年生 国・公立・私立 月額 30,000円、50,000円、80,000円、100,000円 120,000円から選択 【入学時特別増額貸与奨学金】有利子 第一種または第二種奨学金の第1回振込時の月額に、100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円のいずれかを増額して貸与 ※入学時特別増額貸与奨学金のみの貸与は不可	日本学生支援機構	在学している学校 【予約採用】 進学する前年度 に、在学している 中学校を通して申 し込む 【在学採用】 在学している高等 専門学校の奨学金 担当窓口へ申し込 む
2 奈良県高等学校等 奨 学 金 (修学支援奨学金)	1. 高等学校（中等教 育学校後期課程を含 む）又は高等専門学 校に在学する者 2. 親権者又は未成年 後見人が県内に住所 を有する者 3. 向学心に富み、学 習態度が良好である と認められる者 4. 経済的理由により 著しく修学が困難と 認められる者 (所得要件あり) 5. 地方公共団体、そ の他公共的団体から 学資の貸与又は給付 を受けていない者	[貸与額] 国公立 月額 18,000円 ※月額 23,000円 私立 月額 30,000円 ※月額 35,000円 (※は自宅外) へき地加算 (へき地対象地域の在住者で、自宅からの通学生徒が対象) 月額 12,000円 生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者 国公立 月額 5,000円 ※月額 10,000円 私立 月額 17,000円 ※月額 22,000円 (※は自宅外)	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	高 等 学 校 高 等 専 門 学 校
3 奈良県高等学校等 奨 学 金 (育成奨学金)	1. 高等学校（中等教 育学校後期課程並び に特別支援学校の高 等部を含む）又は専 修学校の高等課程 (規則に定めるもの に限る)に在学する 者 2. 親権者又は未成年 後見人が県内に住所 を有する者 3. 向学心に富み、学 習態度及び学習状況 が良好であると認め られる者(評定平均 値3.0以上)	(2 奈良県高等学校等奨学金「修学支援奨学金」と同じ)	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	高 等 学 校 専 修 学 校 (高等課程)等

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
3 奈良県高等学校等奨学金 (育成奨学金)	4. 経済的理由により修学が困難と認められる者 (所得要件あり) 5. 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けていない者	(2 奈良県高等学校等奨学金「修学支援奨学金」と同じ)	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	高 等 学 校 専 修 学 校 (高等課程) 等
4 公立高等学校等就学支援金	県内の県立、市町村立高等学校に在学する生徒 (H26.4以降入学者)	保護者等の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満である生徒に支給 (支給限度額) 全日制 月額 9,900円 36月分を支給上限とする 定時制 (単位制以外) 月額 2,700円 48月分を支給上限とする 定時制 (単位制) 1単位 1,740円 48月、74単位分を上限とする 通信制 1単位 336円 48月、74単位を上限とする	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	在学している高等学校
5 高校生等奨学給付金 (国公立高等学校等)	保護者等が県内に在住しており、国立、県立、市町村立の就学支援金の対象校に在学し、次のいずれかの要件を満たす生徒 (H26.4以降入学者) ・生活保護を受給している世帯 ・保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯 ※特別支援学校高等部は除く	(国公立の高校生等への支給額) ・生活保護受給世帯 年額 32,300円 ・保護者等全員の市町村民税所得割が非課税のうち 第1子の高校生等がいる非課税世帯 年額 59,500円 23才未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等 がいる世帯 年額 129,700円	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	在学している高等学校
6 学び直しへの支援 (県立・市町村立高等学校)	平成26年4月1日以降に県立、市町村立の就学支援金の対象校に入学し、高等学校等就学支援金制度の支給期間を超過する生徒のうち、以前に高等学校等を退学したことがある生徒	(支給限度額) 高等学校等就学支援金と同額で、24月分を支給上限とする。	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	在学している高等学校
7 県立高等学校等授業料の減免	平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学し、高等学校等就学支援金を所得要件により受給していない生徒のうち、家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者	家計急変による収入状況が高等学校等就学支援金受給要件に反映されるまでの期間を限度とし、負担すべき授業料を免除する。	学 校 支 援 課 (授業料奨学金係)	在学している高等学校
8 私立高等学校等就学支援事業	県内の私立高等学校等の生徒	保護者の市町村民税の所得割額に応じ、それぞれ次に掲げる額 (授業料の額が下記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として支給) 【平成26年度4月以降に入学した者】 (全日制、定時制) 月額 24,750円 19,800円 14,850円 9,900円 (通信制) 1単位あたり 12,030円 9,624円 7,218円 4,812円	教 育 振 興 課	県内私立高等学校 私立専修学校 (高等課程)

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管 課	窓 口
8 私立高等学校等 就学支援事業	県内の私立高等学校 等の生徒	【平成25年度までに高等学校等に在学している者】 (全日制、定時制) 月額 19,800円 14,850円 9,900円 (通信制) 1単位あたり 9,624円 7,218円 4,812円	教 育 振 興 課	県内私立高等学校 私立専修学校 (高等課程)
9 奈良県私立 高等学校授業料 軽減補助金	県内の私立高等学校 に在学する生徒の学費 を負担し(定時制課程 に在学する生徒で自ら 学費を負担する場合も 含む。)かつ、県内に 住所を有する者で、当 年度の市町村民税所得 割額が一定額未満の保 護者	保護者の市町村民税の所得割額に応じ、それぞれ次に掲げる額 年額 83,000円 66,000円 49,000円 【平成25年度までに高校に在学している者】 年額 94,000円 47,000円 31,000円	教 育 振 興 課	県内私立高等学校
10 奈良県外の私立 高等学校に在学する 生徒の授業料 軽減補助金	県外(滋賀県、京都 府、大阪府、兵庫県、 和歌山県、三重県)の 私立高等学校に在学す る生徒の学費を負担し (定時制課程に在学す る生徒で自ら学費を負 担する場合も含む。)か つ、県内に住所を有 する者で当年度の市町 村民税所得割額が一定 額未満の保護者	保護者の市町村民税の所得割額に応じ、それぞれ次に掲げる額 年額 27,000円 20,000円 【平成25年度までに在学している者】 年額 31,000円 23,000円	教 育 振 興 課	県外(滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、 三重県)の私立高 等学校
11 私立専修学校 高等課程授業料 軽減補助金	専修学校の高等課程 (修学年数3年以上に 限る)に在学する生徒 の学費を負担し、かつ、 県内に住所を有する者 で、当年度の市町村民 税所得割額が一定額未 満の保護者	年額 27,000円	教 育 振 興 課	県内私立専修学校 (高等課程)
12 高校生等 奨学給付金 (私立高等学校等)	保護者等が県内に在 住しており、私立の就 学支援金の対象校に在 学し、次のいずれかの 要件を満たす生徒 (平成26年4月以降 入学者) ・生活保護を受給して いる世帯 ・保護者等全員の市町 村民税所得割が非課税 である世帯	【平成26年4月以降に入学者】 (私立の高校生等への支給額) (全日制、定時制) ・生活保護受給世帯 年額 52,600円 ・保護者等全員の市町村民税所得割が非課税のうち 第1子の高校生等がいる非課税世帯 年額 67,200円 15才以上(中学生を除く)23才未満の扶養されている兄弟・姉 妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯 年額 138,000円 (通信制) ・生活保護受給世帯 年額 52,600円 ・保護者等全員の市町村民税所得割が非課税である世帯 年額 38,100円	教 育 振 興 課	在学している高等 学校又は教育振興 課

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
1 3 学び直しへの支援（県内私立高等学校）	平成26年4月1日以降に県内私立の就学支援金の対象校に入学し、高等学校等就学支援金制度の支給期間を超過する生徒のうち、以前に高等学校等を退学したことがある生徒	(支給限度額)高等学校等就学支援金と同額で、24月分を支給上限とする。	教 育 振 興 課	在学している高等学校
1 4 生活保護法による生活扶助費	生活保護法が適用されている家庭の生徒	高等学校等就学費 基本額 月額 5,450円 教材費 正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額 授業料、入学料及び入学検査料 県の条例に定める県立高等学校における額 通学費 必要最小限度の額 学級費、PTA会費、生徒会費等 月額 1,670円以内 入学準備費 63,200円以内 学習支援費 月額 5,150円	地 域 福 祉 課	福 祉 事 務 所
1 5 介護福祉士修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設に在学する者	①学費 月額50,000円以内 ②入学準備金 初回貸付時に限り200,000円以内 ③就職準備金 最終回の貸付時に限り200,000円以内 ④国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内 ⑤生活加算費 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として実施主体が定める額	地 域 福 祉 課	県社会福祉協議会
1 6 母子父子福祉資金貸付事業	母子家庭・父子家庭の生徒	※ 貸付金額は上限額であり、世帯の状況等を審査の上必要な範囲内を貸付 (1)高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） ①就学支度資金 国・公立高等学校・専修学校（高等課程） 自宅 150,000円以内 自宅外 160,000円以内 私立高等学校・専修学校（高等課程） 自宅 410,000円以内 自宅外 420,000円以内 ②修学資金 国・公立高等学校・専修学校（高等課程） 自宅 月額 27,000円以内 自宅外 // 34,500円以内 私立高等学校・専修学校（高等課程） 自宅 // 45,000円以内 自宅外 // 52,500円以内 国・公立高等専門学校 自宅 // 31,500円以内 自宅外 // 33,750円以内 私立高等専門学校 自宅 // 48,000円以内 自宅外 // 52,500円以内 ③就職支度資金 100,000円以内 ④修業資金 高校3年在学時に就職を希望する者が自動車運転免許の取得をする場合 460,000円以内	こども家庭課	市 町 村

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
16 母子父子福祉 資金貸付事業	母子家庭・父子家庭 の生徒	(2)大学、短期大学等 ①就学支度資金 国公立大学・短期大学 自宅 370,000円以内 自宅外 380,000円以内 私立大学・短期大学 自宅 580,000円以内 自宅外 590,000円以内 修業施設等 自宅 90,000円以内 自宅外 100,000円以内 ②修学資金 国・公立大学 自宅 月額 67,500円以内 自宅外 // 76,500円以内 私立大学 自宅 // 81,000円以内 自宅外 // 96,000円以内 国・公立短期大学・専修学校（専門課程） 自宅 // 67,500円以内 自宅外 // 76,500円以内 私立短期大学・専修学校（高等課程） 自宅 // 79,500円以内 自宅外 // 90,000円以内 ③修業資金 月額 68,000円以内	こども家庭課	市 町 村
17 奈良県看護師等 修学資金	看護学校等に在学す る者で将来県内におい て看護師等の業務に従 事しようとする者	県内の医療施設等に将来就職 民間立看護師等養成所 月額 36,000円 民間立准看護師養成所 月額 21,000円	医師・看護師 確保対策室	看護学校等
18 奈良県緊急医師 確保修学資金	奈良県立医科大学又 は近畿大学において、 一般の入学者を選抜す るための試験とは別に 実施される試験に合格 し、医学を履修する課 程に入学を許可された 者	医師の確保が困難な県内の地域に所在する医療機関又は医師の確保が 困難な診療科等において医師としての業務に将来従事 入学時に貸与する修学資金 奈良県立医科大学 (県内生) 282,000円 (県外生) 802,000円 近畿大学医学部 1,000,000円 在学中に貸与する修学資金 月額 200,000円	医師・看護師 確保対策室	医師・看護師 確保対策室
19 奈良県医師確保 修学資金	医科大学（医科大学 や大学医学部で医学を 履修する課程に限る） に在学する者	医師の確保が困難な県内の地域に所在する医療機関又は医師の確保が 困難な診療科等において医師としての業務に将来従事 在学中に貸与する修学資金 月額 200,000円	医師・看護師 確保対策室	医師・看護師 確保対策室
20 交通遺児等 援護事業	交通事故又は自然災 害により父又は母等が 死亡した18歳未満の児 童の養育者	激励金給付（父又は母等の死亡より1年以内） 児童一人当たり（一時金） 100,000円 入学祝金給付（入学時より1年以内） 児童一人当たり（一時金） 50,000円 就職・入学準備金（過去に激励金の給付を受けた者等のうち、就職又は 大学等への進学予定者） 児童一人当たり 100,000円	社会福祉法人 奈良県社会福祉 協議会	市 町 村
21 生活福祉資金 貸付事業	低所得者世帯に属す る者で高等学校、高等 専門学校、専修学校（高 等課程）、又は大学、 短期大学に在学する者	(1)高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） ア) 1)以外のもの ①就学支度費 国公立 自宅 75,000円以内 自宅外 85,000円以内 私立 自宅 350,000円以内 自宅外 360,000円以内 ②教育支援費 国・公立高等学校・専修学校（高等課程） 月額 自宅 18,000円/月以内 自宅外 23,000円/月以内 私立高等学校・専修学校（高等課程） 月額 自宅 30,000円/月以内 自宅外 35,000円/月以内 国・公立高等専門学校 月額 自宅 1・2・3年生 21,000円/月以内 4年生 45,000円/月以内 5年生 45,000円/月以内	地域福祉課	市 町 村 社会 福祉協議会

制度の名称	対象者	年 額 等	所 管	窓 口
2 1 生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯に属する者で高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)、又は大学、短期大学に在学する者	<p>自宅外 1・2・3年生 22,500円/月以内 4年生 51,000円/月以内 5年生 51,000円/月以内</p> <p>私立高等専門学校 月額 自 宅 1・2・3年生 32,000円/月以内 4年生 53,000円/月以内 5年生 53,000円/月以内</p> <p>自宅外 1・2・3年生 35,000円/月以内 4年生 60,000円/月以内 5年生 60,000円/月以内</p> <p>イ)生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者</p> <p>①就学支度費 国公立 自 宅 10,000円以内 自宅外 20,000円以内 私 立 自 宅 290,000円以内 自宅外 300,000円以内</p> <p>②教育支援費 国・公立高等学校・専修学校(高等課程) 月額 自 宅 5,000円/月以内 自宅外 10,000円/月以内</p> <p>私立高等学校 月額 自 宅 17,000円/月以内 自宅外 22,000円/月以内</p> <p>国・公立高等専門学校・専修学校(高等課程) 月額 自 宅 1・2・3年生 8,000円/月以内 4年生 32,000円/月以内 5年生 32,000円/月以内 自宅外 1・2・3年生 9,500円/月以内 4年生 38,000円/月以内 5年生 38,000円/月以内</p> <p>私立高等専門学校 月額 自 宅 1・2・3年生 19,000円/月以内 4年生 40,000円/月以内 5年生 40,000円/月以内 自宅外 1・2・3年生 22,000円/月以内 4年生 47,000円/月以内 5年生 47,000円/月以内</p> <p>(2)大学、短期大学</p> <p>①就学支度費 国公立 自 宅 370,000円以内 自宅外 380,000円以内 私 立 自 宅 490,000円以内 自宅外 500,000円以内</p> <p>②教育支援費 国・公立大学 月額 自 宅 1・2年生 45,000円/月以内 3・4年生 45,000円/月以内 自宅外 1・2年生 51,000円/月以内 3・4年生 51,000円/月以内</p> <p>私立大学 月額 自 宅 1・2年生 54,000円/月以内 3・4年生 54,000円/月以内 自宅外 1・2年生 64,000円/月以内 3・4年生 64,000円/月以内</p> <p>国・公立短期大学 月額 自 宅 45,000円/月以内 自宅外 51,000円/月以内</p> <p>私立短期大学 月額 自 宅 53,000円/月以内 自宅外 60,000円/月以内</p>	地域福祉課	市町村社会福祉協議会

V 特別支援学校の児童・生徒のために

制度の名称	対象者	年 額 等						所 管	窓 口
特別支援教育就学 奨励費負担金等	特別支援学校に在学 している幼児・児童・ 生徒	I 段階		II 段階		III 段階		学 校 教 育 課	県立特別支援学校
		高	実費	高	実費	高	実費		
		①教科用図書購入費(音声教材附 の教科書を含む)							
		高	実費	高	実費	高	実費		
		②学校給食費							
		幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費の1/2	—	—		
		③交通費							
		・通学費(本人)							
		幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費		
		・通学費(付添人)付添中							
		幼・小1-3年	実費	幼・小1-3年	実費	幼・小1-3年	実費		
		(肢体不自由・重度・重複)							
		小4-6年・中・高	実費	小4-6年・中・高	実費	小4-6年・中・高	実費		
		・通学費(付添人)付添のため							
		幼・小1-3年	実費	幼・小1-3年	実費	幼・小1-3年	実費		
		(肢体不自由・重度・重複)							
		小4-6年・中・高	実費	小4-6年・中・高	実費	小4-6年・中・高	実費		
		・帰省費(本人)1~39回							
		幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費		
		・帰省費(付添人)1~39回							
		付添中・付添のため							
		幼・小・中	実費	幼・小・中	実費	幼・小・中	実費		
		(肢体不自由・重度・重複)							
		高	実費	高	実費	高	実費		
		・職場実習交通費							
		中・高	実費	中・高	実費	中・高	実費の1/2		
		・交流及び共同学習交通費							
		幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	実費の1/2		
		④寄宿舎居住に伴う経費							
		・食費							
		幼・小・中・高	実費	実費の1/2	—	—	—		
		(限度額)							
		幼	156,210円	—	—	左の1/2	—		
		小・中	148,850円	—	—	—	—		
		高	139,750円	—	—	—	—		
		・寝具購入費							
		幼・小・中・高	実費	実費の1/2	—	—	—		
		(限度額)							
		幼・小・中・高	5,400円	—	—	左の1/2	—		
		・日用品等購入費							
		幼・小・中・高	実費	実費の1/2	—	—	—		
		(限度額)							
		幼・小・中・高	138,980	—	—	左の1/2	—		

制度の名称	対象者	年	額	等	所	管	窓	口		
特別支援教育就学 奨励費負担金等	特別支援学校に在学 している幼児・児童・ 生徒	⑤修学旅行費				学	校	教	育	
		小・中・高	実費	小・中・高						
		(限度額)		実費の1/2						
		(本人) 小	21,180円	左の1/2	—					
		中	56,670円	〃	—					
		高	105,850円	〃	—					
		付添人(肢体不自由・重度・重複)								
		小・中・高	実費	小・中・高	—					
		(限度額)		実費の1/2	—					
		小	33,110円	左の1/2	—					
		中	81,340円	〃	—					
		高	152,930円	〃	—					
		・校外活動等参加費(本人)								
		幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	—					
		(限度額)		実費の1/2	—					
		幼	1,570円	左の1/2	—					
		小	18,240円	〃	—					
		中	24,210円	〃	—					
		高	24,370円	〃	—					
		・校外活動等参加費(付添人)								
		幼・小1-3年	実費	幼・小1-3年	—					
		(限度額)		実費の1/2	—					
		幼	2,350円	左の1/2	—					
		小1-3年	27,360円	左の1/2	—					
		付添人(肢体不自由・重度・重複)								
		小4-6年・中・高	実費	小4-6年・中・高	—					
		(限度額)		実費の1/2	—					
		小4-6年	27,360円	左の1/2	—					
		中	36,310円	〃	—					
		高	36,550円	〃	—					
・職場実習宿泊費										
高	実費	高	—							
(限度額)		実費の1/2	—							
高	7,380円	左の1/2	—							
⑥学用品・通学用品購入費										
幼・小・中・高	実費	幼・小・中・高	—							
(限度額)		実費の1/2	—							
幼	8,520円	左の1/2	—							
小	11,420円	〃	—							
中	22,320円	〃	—							
高	31,690円	〃	—							
⑦新入学児童生徒学用品・通学 用品購入費										
小・中・高	実費	小・中・高	—							
(限度額)		実費の1/2	—							
小	20,470円	左の1/2	—							
中・高	23,550円	〃	—							
⑧拡大教材費										
小・中	1ページ当たり42円を 限度として算定した額	小・中	—							
(限度額)		実費の1/2	—							
1冊当たり	10,500円	小・中	—							
		左の1/2	—							

制度の名称	対象者	年 額 等				所 管	窓 口
特別支援教育就学 奨励費負担金等	特別支援学校に在学 している幼児・児童・ 生徒	⑨音声化教材			—	学 校 教 育 課	県立特別支援学校
		高（保健医療科）	実費	高（保健医療科）	—		
				実費の1/2	—		
		（限度額）					
		1科目当たり18,820円		左の1/2			
		⑩ I C T機器購入費					
		高	実費	高	実費	高	実費
		（限度額）					
		50,000円		同左		同左	
		※上記「Ⅰ段階」、「Ⅱ段階」、「Ⅲ 段階」は、児童等の支弁区分による。					